

放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン改訂案（第7版（案））への主な意見及びそれらに対する考え方（詳細）

番号	該当箇所 ※記載のページ数は、今回の意見募集の対象である「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン改訂案（第7版（案））」新旧対照表のもの。	意見提出者	属性	提出された主な意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方	修正の有無
○ ガイドライン全般 関連						
1	全般	一般社団法人 日本民間放送連盟	法人・ 団体	①本ガイドラインは昨年8月に改訂第6版が公表され、今回の第7版で2年続けての改訂となります。本来、改訂されたガイドラインが全国各地域の親事業者、下請事業者へ十分に浸透するには一定の期間が必要であることから、特に急を要する改訂でない限り、今後は1年ごとにガイドラインを改訂することは避けるべきであると考えます。 ②また、当連盟は、放送コンテンツの適正な製作取引に関し、①放送事業者・番組製作会社の7団体で構成する「放送コンテンツ適正取引推進協議会」を通じた業界全体への周知・啓発活動、および②会員社に対する周知・啓発活動に継続して取り組んでいますが、新型コロナウイルスの感染拡大により、全国各地域に向く形式の研修会開催および東京に各地域から集まる形式の研修会、ともに開催が困難な状況です。この状況では、第7版の周知にあたり、より十分な期間が必要と考えますので、今後の施策の検討などにあたっては、その点にも配慮されるよう要望します。	①今後も新たに明らかになった製作取引上の課題があれば、それに対応するため、ある程度定期的にガイドラインの見直しを進める必要があると考えますが、改訂頻度に関するご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。 ②放送コンテンツの適正な製作取引に関する周知・啓発活動に期待しています。また、総務省では、本ガイドライン（第7版）公表後、速やかな周知徹底を図るべく、オンライン形式のガイドライン講習会を定期的に企画・実施する予定です。	無
2	全般	個人 〔同旨4件〕	個人	今回の改定案では取引状況の明確化を図る案が提示されているため、大きな意義を持つものとして賛成したいと思います。	ガイドライン改訂に関して賛同のご意見として承ります。	無
3	全般	個人 〔同旨6件〕	個人	ガイドラインは問題が発生した場合の指導目標として解決への指針にはなりますが、罰則はないので問題の発生を抑制することはできません。つまりこれまで通りに下請けいじめがまかり通る可能性が高く、ガイドライン策定の主旨から考えても一番に改善すべき内容であると思われます。 ガイドライン自体には強制力はありませんが、問題の発生時には公的機関が調査や調停を担当し、悪質と思われる事例には行政の介入を明記し、これを実行するべきと考えます。 放送コンテンツにおいて制作会社こそが業界の力であり、放送業者は単独では何の力もありません。守るべき対象を見定め、産業を育てることが国力の増進にも繋がりますので是非とも対応をお願いします。	総務省は、放送コンテンツの製作取引適正化をより一層徹底するため、公正取引委員会・中小企業庁と連携の上、ガイドライン遵守状況調査をこれまで実施しており、本ガイドライン（第7版）公表後も引き続き実施します。総務省は、本調査において発注者側に不適切な実態が確認された場合、下請中小企業振興法に基づく指導をはじめとする法的措置を執るなど、製作取引の透明性向上や更なる適正化を推進してまいります。	無
4	全般	個人	個人	内容自体は曖昧なところが少なくなり改善されてると思われませんが、下請法自体の効力がどの程度のものなのかは疑問が残ります。 製作現場において、不当なやり直しの禁止や報復措置の禁止という親事業者の禁止行為が平然と行われているのが日常なのであれば、下請法自体の罰則の強化なども視野に入れなければならないかと思われます。下請法に違反した事業者はホームページに表示されますが、NHKなど公共放送なども利用して広く認知されるのが有効かと思えます。	ご意見は、今後の参考にさせていただくとともに、下請法を所管する公正取引委員会及び中小企業庁と共有させていただきます。	無
5	全般	個人 〔同旨2件〕	個人	下請企業やフリーランスで業務を行う人には、どのような形で法律で保護されているかや契約書類の作成方法を把握していない人が多々います。そのような方々に対し、講習会を開いたりホットラインを作成する等、気軽に相談出来る体制を作って欲しいです。	総務省では、本ガイドライン（第7版）公表後、速やかな周知徹底を図るべく、オンライン形式のガイドライン講習会を定期的に企画・実施する予定です。 また、ガイドライン遵守に関する法律相談や製作取引の個別具体的な問題について、弁護士に相談できる専門窓口を開設しております。 <総務省放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン> https://hosocontents-tekitori.go.jp/ ※令和2年6月3日～令和3年2月26日まで相談受付中 上記講習会や相談窓口は、放送番組製作に携わっている方であればどなたでもご参加・ご利用可能です。	無
6	全般	個人 〔同旨9件〕	個人	テレビ局等の放送事業者の取材や報道の姿勢、番組制作者やクリエイターの軽視などよくない話を数多く聞きます。今回の改正で終わらずに、引き続き動向を注視し、必要があれば更なる実態調査や業界の風通しを良くできるような電波オークションなどの検討も是非お願いします。 放送コンテンツをより有意義なもの、楽しめるものになるよう、今後も日本の文化として発展していくよう、引き続きご尽力をお願いします。	ガイドライン改訂に係る部分については、賛同のご意見として承ります。その他のご意見は、今後の参考にさせていただきます。	無
7	全般	個人	個人	ガイドラインの改定とのことですが、これに対して個人的な意見がございます。それは、放送コンテンツ制作の工程に於ける諸作業・手続き等の公開義務を設けるべきだというものです。 無論、いち企業として非公開にすべき情報と公開すべき情報の区別は必須であり、また、場合によっては所謂「企業秘密」や「プライベート」の問題にもなる事があります。そのため、無条件に開示すべきとは考えておりませんが、製作委員会方式のデメリット（特に権利関係の不明瞭さ）も、言及されており通目立ちます。 以上の点を鑑みて「単に法律上適正な取引が行われるようにする」だけでなく、「特定の法律に基づき契約を結び、業務を委託している」などの情報の公開を義務付けるべきではないでしょうか。現在の改定案を拝見させて頂いた所、第三者機関や行政機関が契約内容を把握するだけであると見受けられました。守秘義務や非公開にすべき情報などもありますでしょうし、公開・非公開の線引も難しいと思われれます。ですが、市井の消費者が「何に基づき契約が行われ、コンテンツが作られたのか」を知る際や、制作に於ける不審点を指摘・批難しようという際に情報公開制度は有力であり、透明性の確保にも繋がると思われれます。	ご意見は、今後の参考にさせていただきます。	無

番号	該当箇所 ※記載のページ数は、今回の意見募集の対象である「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン改訂案（第7版（案））新旧対照表」のもです。	意見提出者	属性	提出された主な意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方	修正の有無
8	全般	個人	個人	・2ページの改訂案の最下行から上に「以下「検証・検討会議」は「以下「検証・検討会議」という。」のほうがよいと思います。他の箇所の記載例と同様に。	ご指摘のとおり修正いたします。	有
○ 序章 はじめに 関連						
9	(P.3) 2. (2) 対象とする放送事業者・番組製作会社	個人	個人	放送事業者だけでなく、元請けとなる番組制作会社に対してもガイドラインの対象とする改訂内容に賛同いたします。	ガイドライン改訂に関する賛同のご意見として承ります。	無
10	(P.3～P.4) 2. (3) ア 下請法について	個人 〔同旨17件〕	個人	会社の資本金を1000万円未満にすることで下請法の規制を免れようとする事業者があると聞きました。資本金1000万円未満でも下請法が適用されるようにして頂きたいと思えます。	今後の参考にさせていただくとともに、下請法を所管する公正取引委員会及び中小企業庁と共有させていただきます。	無
11	(P.6～P.7) 2. (3) キ 契約形態と著作権の帰属についての一覧表	一般社団法人 日本民間放送連盟	法人・ 団体	番組製作委託取引の形態は多種多様であり、改訂案の一覧表は、必ずしもすべての取引形態を網羅しているわけではありません。誤解を招かないよう、「必ずしもすべての取引が①～⑥に当てはまるわけではない」旨を明記するよう要望します。	ご指摘を踏まえ、当該表の下端の記述に、以下のとおり赤字部分を追記することといたします。 「なお、必ずしも全ての製作取引が①～⑥に直ちに当てはまるわけではない。例えば、上記③については、表上は外部制作委託（NHK）のみを記載しているが、一部の民放と製作会社間において番組を共同製作し、著作権を共有する契約が存在しており、このような契約については実質的に③に分類される。また、複数の組み合わせによって成立する製作取引もあり得る。本表を参考にしつつ、まずは事前の協議において契約形態や取引条件等について、認識を一致させるため発注者と受注者の間で十分な協議を行うことが必要である。」	有
○ 第1章 書面の交付 関連						
12	(P.9) <基本的な考え方>	個人	個人	・下請法で契約書の交付の義務化義務化しておかないとガイドラインを守らない企業などは契約書を作成せず口頭による契約でトラブルが起し、下請け会社が割を食います。そのため、契約書の交付を義務にして下請け企業やクリエイターを守ってほしいです。	下請法では契約書の交付は義務づけられておりませんが、口頭発注により生じるトラブルを未然に防止するため、下請法に該当する取引を行う場合、親事業者は、発注に際して具体的な必要記載事項を全て記載している書面（3条書面）を直ちに下請事業者に交付する義務があります。	無
13	(P.9～P.11) <問題となり得る取引事例（情報成果物作成委託）> ④、⑤及びそれらの解説	一般社団法人 日本民間放送連盟	法人・ 団体	「VTRの(撮影・)納入」が含まれていればすべて情報成果物作成委託に該当するような記述となっていますが、外形的に「VTRの(撮影・)納入」があったとしても局の指示のもとにより役務として行われる「撮影」という「作業」の委託ならば下請法の対象とはなりません。このため、事例④および⑤は、「ディレクター業務の委託」「演出業務の委託」という「役務の委託」として契約しているが、実態としては、局の指示がない状態でVTRを完成させ、納入するという「情報成果物作成委託」が委託内容に含まれている場合には、下請法の対象となる旨を明確に記載すべきであると考えます。	ご指摘を踏まえ、当該事例の解説部分について、以下のとおり修正することといたします。 「事例④のように、局がディレクター業務を委託したことをもって役務委託と解釈して発注していたとしても、取引実態として 情報成果物に該当するは撮影したVTRの作成・納入を納めることも含めた委託内容としている場合は、情報成果物作成委託として下請法の対象となり、3条書面を交付する必要がある。また、事例⑤のように、委託内容の中に情報成果物作成委託に該当するVTRの作成・納入も含まれていることにより、当該取引が役務委託と情報成果物作成委託の一体不可分になっているのである場合、3条書面の交付がされていないと、情報成果物作成委託が含まれている以上、下請法上問題となる 」	有
○ 第3章 著作権の帰属 関連						
14	(P.16～P.17) 「なお、完全製作委託型番組（著作権の帰属等整理表中、①及び②の取引）については、著作権法第91条1によりいわゆる「ワンチャンス主義」が適用される場合があり、発注者と受注者の著作権の帰属に留まらず、放送コンテンツに出演する実演家の二次利用の報酬の取扱いにも影響を与えることがある点に留意が必要である。上述のとおり、発注段階において、どの類型に該当する取引であるかを発注者と受注者の間で明確にするとともに、当該放送コンテンツに出演する実演家（もしくはその代理人）と製作主体の間でも明確にすることが望ましい。」	一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構	法人・ 団体	「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」改訂にあたり、放送事業者と番組製作会社の受発注取引には、著作権の帰属問題のみならず、当該放送コンテンツに出演する実演家の二次使用料に関する経済的影響が指摘され、かつ、発注段階での受発注間、並びに実演家と製作主体間において、二次使用料の取扱いの明確化の必要性を記載して頂いたことは強く賛同致します。 しかしながら、基本的に実演家の立場は弱く、たとえ発注段階で取扱いが確認される場合であっても、不利な条件での応諾を求められる場合や、適正な二次使用料報酬が支払われないまま、実演家の権利が不当に買収される可能性は残っています。 本ガイドラインにおいても、今後、上記の問題を回避すべく、「放送コンテンツの製作取引の適正化」に資するものとして、放送コンテンツの制作主体や受発注形態にかかわらず、実演家の権利が適正に付与されるような取引ガイドラインの策定を引き続き検討して頂けるよう要望致します。	ガイドライン改訂に関する賛同のご意見として承ります。 なお、ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。	無

番号	該当箇所 ※記載のページ数は、今回の意見募集の対象である「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン改訂案（第7版（案））新旧対照表」のものであります。	意見提出者	属性	提出された主な意見 ※意見の一部を省略して記載している場合がございます。	意見に対する考え方	修正の有無
○ 第4章 取引内容の変更・やり直し 関連						
15	(P.22) <望ましいと考えられる事例>	個人	個人	「E局では、出演者の不祥事など、製作会社に瑕疵がない場合」との記載があるが、「製作会社の瑕疵」という従前からある表現が不正確である。放送コンテンツの製作の成果物に対して瑕疵又は契約不適合という表現を用いるか、製作会社、あるいは製作会社の製作行為に対する「過失」という表現（評価）の方が正確ではないか。	ご指摘を踏まえ、「E局では、出演者の不祥事など、製作会社が製作し納品した情報成果物に瑕疵がない場合」と修正いたします。	有
○ 第5章 その他 関連						
16	(P.25) (参考1) 総務省・総合通信局等の連絡先一覧	個人	個人	25ページの改訂案の表の「名称・所在地・電話番号」欄の「総務省情報流通行政局 情報通信作品振興課」の電話番号は「代表」と「直通」のどちらにあたるのかを記載したほうがよいと思います。	ご指摘を踏まえ、該当箇所に「（直通）」を追加いたします。	有
○ 参考資料 関連						
17	(P.28) 役務委託発注書の例	一般社団法人 日本民間放送連盟	法人・ 団体	再委託ではない「役務の委託」など、下請法の対象とならない取引における書面等の交付は、他の法令により交付の義務がある場合を除き、取引当事者の判断に委ねられることが原則であると考えます。したがって、「役務委託発注書の例」についても、誤解を招かないよう、下請法対象外（任意）である旨を明記すべきであると考えます。	ご指摘を踏まえ、当該頁に「役務委託発注書の例」の趣旨として、「この役務委託発注書の例は、「下請代金支払遅延等防止法」の「役務提供委託」に該当する取引の場合に同法に基づき交付するほか、下請法の対象とならない役務委託であっても、事後のトラブルを回避する観点から、任意で交付する発注書のひな形として添付している（本ガイドライン34頁参照）。」と記載することといたします。	有
○ その他意見募集の対象部分の意見ではないが、製作取引に関する意見						
18	その他	個人 (同旨67件)	個人	【要約】 アニメ業界の労働環境や待遇等の改善に関する意見 ・アニメーターの処遇改善（報酬が不十分、長時間労働）に関するもの ・製作委員会方式の組織への窓口企業の設定を義務化の必要性に関するもの ・アニメ制作会社と放送局・製作委員会との間の不平等と思われる取引に関するもの ・アニメの製作に関する取引に関する「望ましいと考えられる事例」や「問題となり得る取引事例」の追記希望 など	アニメーションの製作委員会等に関するご意見ですが、今般のガイドラインの改訂部分、すなわちパブリックコメント手続の対象箇所ではないため、今後の参考にさせていただくとともに経済産業省と共有させていただきます。 なお、アニメの製作に関する取引については、本ガイドラインでは「第3章 著作権の帰属 3 アニメの製作に関する取引」で、「問題となり得る事例」を挙げつつ、製作委員会において、放送局が一方的に二次利用の収益配分（例：「局印税」の長すぎる設定期間や広すぎる設定範囲、高すぎる料率等）や二次利用許諾の窓口等の取引条件を押し付けることは、独占禁止法上、問題となるおそれがあるため、事前に製作委員会構成員の間で十分な協議が行われることが必要等に触れております。 また、アニメ制作業界の下請適正取引に関しては、経済産業省の「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」もご参照ください。 https://www.meti.go.jp/press/2019/08/20190809004/20190809004-1.pdf	無
19	その他	個人 (同旨34件)	個人	今回のガイドライン改訂案の範囲ではなく、コンプライアンスに関する内容かもしれないが、「放送事業に携わる者や製作委員会に加わっている組織又はその構成員がネット掲示板やSNSなどの匿名性の高い場を利用して特定の個人や組織に対して誹謗中傷やステルスマーケティングを行うことや風説を流布すること、及びそれらを業者に依頼することを禁止」可能ならこのような内容もガイドラインに加えて欲しい。	ご意見は、今後の参考にさせていただきます。	無
20	その他	個人 (同旨28件)	個人	現在、放送業界では携わるクリエイター関係者が適切な報酬を貰っていない、未払いが横行しています。下請の中間搾取などがあります、噂では暴力団・反社が絡んでいるともいわれ、ちゃんとした製作取引を行えるよう意見を提出します。		無
21	その他	個人	個人	新型コロナウイルス蔓延による制作や収録の停滞を受けて、例えばある番組を再放送するにあたり、下請事業者への救済措置について定めていただきたいです。（例 その再放送する番組の制作費のうち三割引いた費用を親事業者から下請事業者へ払う）	ご意見は、今後の参考にさせていただきます。 新型コロナウイルスによる企業への影響を緩和し、企業を支援するための各種支援策については以下のURLをご参照ください。 https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html	無
22	その他	個人	個人	以下のこと、過去に検討事例がなければ検討していただきたく思います。 一、大規模な災害等により親事業者、下請け事業者とも業務能力を失う危険性が明らかになっている昨今、災害発生時に速やかな支援がおこなわれるよう、総製作費用の何割かを製作前に担保として銀行にあずける等の措置。 二、製作途中の業務が中止あるいは延期になった場合に、製作されていたコンテンツとそれに付随する諸権利をどこが所有するかを、最初の契約の段階で明確化する。 三、製作途中の業務が中止あるいは延期になった時点で、すでに生じている諸経費についての支払い、清算。 四、零細企業や個人事業主において、製作にあたり必要となる資料、あるいはハードウェア、ソフトウェアの購入や貸し出しが多大な負担とならないようなルールの整備。	ご意見は、今後の参考にさせていただきます。	無